

# 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項について

子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、国の指針である「子ども・子育てに関する基本指針」では、下記の項目を必須記載事項としています。

## 1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」や「確保方策」を設定する区域を記載します。

## 2 「幼児期の学校教育・保育」の量の見込み、提供体制の確保の内容と実施時期

提供区域・年齢・認定区分別の、各年度ごとの必要利用定員総数と、それを確保するための方法と実施時期を記載します。

※認定区分は、3～5歳の学校教育のみ（1号）、3～5歳の保育必要（2号）、0～2歳の保育必要（3号）の3区分となります。

## 3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、提供体制の確保の内容と実施時期

事業別の、各年度ごとの利用見込みと、それを確保するための方法と実施時期を記載します。

※事業は11種類あり、内容については以下のとおりです。

	事業名	内容
1	利用者支援事業	その人に合った保育サービスを提案する事業
2	時間外保育事業	保育時間が11時間をこえる保育
3	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
4	子育て短期支援事業	児童福祉施設等で、一定期間子どもを養育する事業
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児を訪問する事業
6	養育支援訪問事業	家庭を訪問して、育児支援や家事援助を行う事業
7	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターやつどいの広場
8	一時預かり事業	乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
9	病児保育事業	病院等に付設された場所で、病児・病後児を一時的に保育する事業
10	子育て援助活動支援事業	ファミリーサポートセンター
11	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の費用を助成する事業

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進体制の確保の内容

認定こども園の普及についての考え方、幼保育園と小学校の連携体制などについて記載します。

# 教育・保育の提供区域の設定について

## 1. 区域設定における法的根拠と基本指針

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定について、以下のとおり定められています。

- ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めること。
- ・区域ごとに、「量の見込み」や「確保方策」を定めること。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「教育・保育の提供区域」の設定の考え方について、以下のとおり示されています。

(1) 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

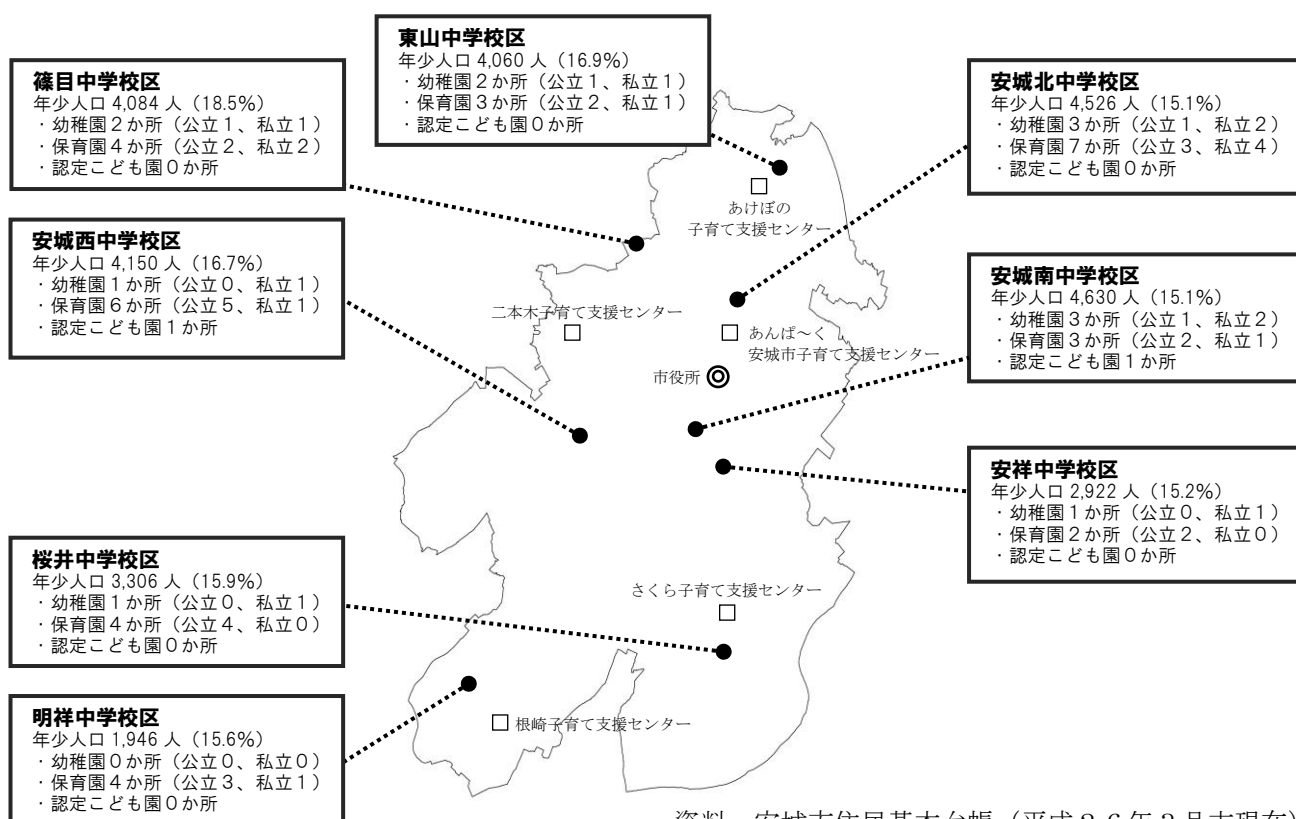
(2) 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。

※新制度では、地域型保育事業（事業所保育、小規模保育等）は条例に基づき、市が認可を行います。が、「設定した区域内に需要があるか」という視点が認可の判断基準となります。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、認定区分または事業ごとに設定することができる。

## 2. 安城市の現状

安城市は、8つの中学校区があり、各中学校区別の年少人口割合は15.1～18.5%となっています。各中学校区には3～10か所の保育・教育施設が整備されている状況です。



### 3. 安城市の提供区域の考え方（案）

市内全域を一つの区域として設定します。

ただし、教育・保育の提供に関し、施設設置の際には、地域の状況を十分踏まえて検討を行います。

提供区域を市全域とした主な理由は以下のとおりです。

- ① 本市では、従来より計画的に保育園等の整備を進めてきたため、市内各地に教育・保育の提供施設が配置されていること。
- ② 本市は、市内に大きな河川や山などがなく、道路の整備が進んでいるため、地理的条件、交通事情からも、移動が容易であると考えられること。
- ③ 保育園等の利用者は、「市全域」から希望する園を選択できるため、通勤の利便性や教育の独自性を考慮し、自宅から離れた園を選択する可能性があること。
- ④ 区域を小さく設定すると、区域外利用のニーズを反映できず、量の見込の算定が正確に予測できない可能性が高いこと。
- ⑤ 保育ニーズの一時的な増加にも柔軟に対応できること。（一時的なニーズのために施設整備を行うと、市全体として供給過多になり、施設のムダが生じる可能性がある。）

# 「子ども・子育てに関するアンケート調査」 から算出するニーズ量と目標事業量について(案)

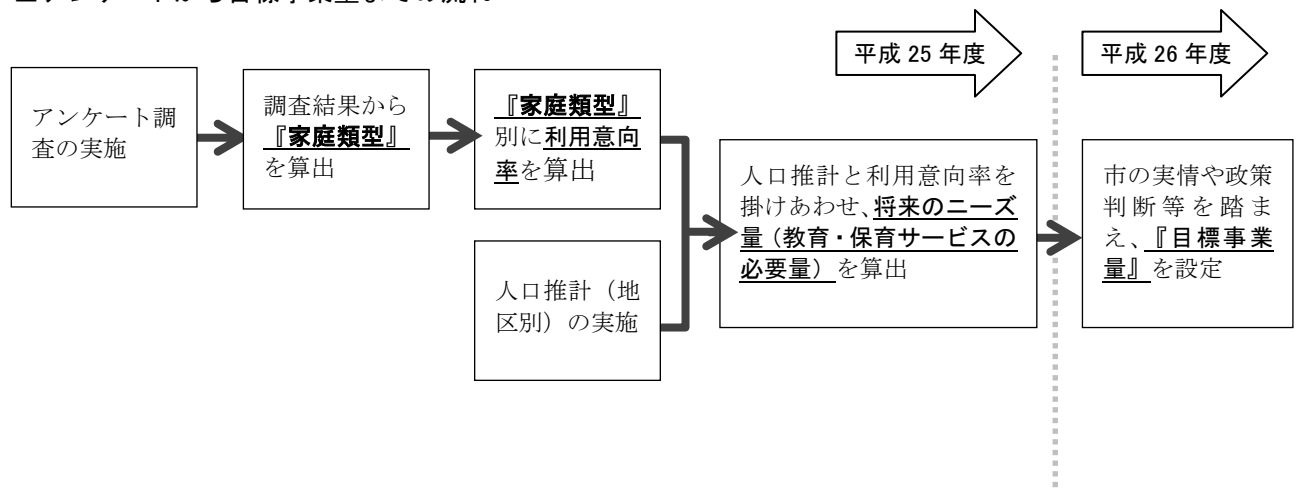
## 1 ニーズ量の算定にあたって

子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、アンケートの調査結果を活用し、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に、「ニーズ量」を算出します。

「ニーズ量」の算出については、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の中で算出方法が示されており、基本的にその手引きに準じて算出をしていくこととなっています。

しかし、国の算定方法では、「ニーズ量」が実績値よりも大きくなる傾向があります。そのため、アンケートの調査結果をさらに詳しく分析し、安城市としての「ニーズ量」を算出し、それを踏まえて「目標事業量」を検討してきました。

### ■アンケートから目標事業量までの流れ



## 2 家庭類型について

アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況などから「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

### ■家庭類型の種類

父母の有無と就労状況		タイプ
ひとり親家庭		タイプA
フルタイム	フルタイム	タイプB
フルタイム 育休・介護休業含む	パート 120時間以上	タイプC
	パート 120時間未満 保育園・認定子ども園利用	タイプC
	パート 下限時間以上 幼稚園等利用	タイプC'
	パート 下限時間未満	タイプC'
いずれかが専業主婦（夫）		タイプD
パートタイム 育休・介護休業含む	パート 120時間以上	タイプE
	パート 120時間未満 保育園・認定子ども園利用	タイプE
	パート 下限時間以上 幼稚園等利用	タイプE'
	パート 下限時間未満	タイプE'
無業	無業	タイプF

		母				就労して いない
		フルタイム	パートタイム			
			120時間 以上	120時間～ 下限時間	下限時間 未満	
父	フルタイム	タイプB	タイプC	タイプCか タイプC'	タイプC'	タイプD
	パート タイム	120時間 以上	タイプC	タイプE		
		120時間～ 下限時間	タイプCか タイプC'		タイプEか タイプE'	
	パート タイム	下限時間 未満	タイプC'		タイプE'	
就労していない		タイプD				タイプF

### 3 ニーズ量の算出方法について

対象事業	対象の潜在家庭類型の児童数	×	対象の潜在家庭類型の利用意向率	×	平均の利用意向日(回)数	=	ニーズ量
1 1号認定 (幼稚園・認定子ども園)	G'、D、E'、F	×	定期的に教育・保育を利用したい人のうち「幼稚園」「認定子ども園」を選んだ人の割合	=			ニーズ量 (人)
2 2号認定 (幼稚園)	2号認定のうち学校教育の利用希望が強い人	×	定期的に教育・保育を利用している人のうち「幼稚園」を選んだ人の割合	=			ニーズ量 (人)
3 2号認定 (保育所・認定こども園)	A、B、C、E	×	定期的に教育・保育を利用したい人のうち「幼稚園」以外を選んだ人の割合	=			ニーズ量 (人)
4 3号認定 (保育所・認定こども園＋地域型)	A、B、C、E	×	定期的に教育・保育を利用したい人のうち「保育所」「認定子ども園」「地域型家庭保育」を選んだ人の割合	=			ニーズ量 (人)
5 時間外保育	A、B、C、E	×	定期的に教育・保育を利用したい人のうち「保育所」「認定子ども園」「地域型家庭保育」を選び、18時以降の利用を希望する人の割合	=			ニーズ量 (人)
6 放課後児童健全育成事業	A、B、C、E	×	(放課後児童を過ごさせたい場)の間に答えた人のうち「児童クラブ」を選択した人の割合	=			ニーズ量 (人)
7 子育て短期支援 (ショートステイ)	すべて	×	(泊まりがけの預け先)の間に答えた人のうち「ショートステイ」もしくは「児童だけで留守番させた」を選んだ人の割合	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)
8 地域子育て支援拠点事業	すべて	×	「地域子育て支援拠点事業の利用状況と意向」の間に答えた人のうち「地域子育て支援事業を利用している」もしくは「今後希望したい」を選んだ人の割合	×	利用意向回数 (平均)	=	ニーズ量 (人回)
9 一時預かり (1号認定)	G'、D、E'、F	×	(ア) 定期的に教育・保育を利用したい人のうち「幼稚園」「認定子ども園」を選び「不定期事業を利用したい」を選んだ人の割合 (イ) 利用したい不定期事業で「一時預かり」「幼稚園の預かり事業」を選択した人の割合  (ア) × (イ)	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)
9 一時預かり (2号認定)	A、B、C、E	×	1.0と仮定(国基準) 2号認定を受ける人は一時預かりが必要と考えられるため	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)
9 一時預かり (上記以外)	すべて	×	利用したい不定期事業で「一時預かり事業」を選んだ人の割合	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)
10 病児保育事業	A、B、C、E	×	児童が病気や怪我のときに、「父親が休んだ」「母親が休んだ」人のうち「病時・病後児保育を利用したい」「病時病後児保育を利用した」か「仕方なく子どもだけで留守番させた」を選んだ人の割合	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)
11 ファミリー・サポート・センター(就学児)	すべて	×	(放課後児童を過ごさせたい場所)の間に答えた人のうちファミリー・サポート・センターを選んだ人の割合	×	利用意向日数 (平均)	=	ニーズ量 (人日)

## 4 ニーズ量の算出項目について

下記の事業については、「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み=ニーズ量」の算出を行うことが決められています。

### ■ ニーズ量を算出する項目

	対象事業	認定区分	調査対象児童年齢
1	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) ＜専業主婦(夫)家庭、短家庭＞	⇒1号	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒2号	3～5歳
	保育認定②(認定こども園及び保育所)	⇒2号	3～5歳
3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	⇒3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		1年生～6年生
11	利用者支援事業		0～5歳

### 【参考】認定区分について

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員 を設定可 能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園	

# 利用者支援事業について

## 1、利用者支援事業とは…

### ○総合的な「利用者支援」

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報収集・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う

### ○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制作りを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う

## 2、実施案

	子育てアドバイザー（総合的な「利用者支援」）
誰が	①再任用職員②任期付き職員③臨時職員④正職員 のいずれか1名
いつ	週4日・7.75H もしくは 週5日・6H
どこで	あんぱ〜く
なにをする	①保育園・幼稚園・認定子ども園・各種子育て支援事業について情報提供 ②教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連携・情報収集 ③リーフレットなどを活用し、積極的な広報活動



	出張保育説明会（地域連携）
誰が	子育てアドバイザー 実施施設の近隣園長
いつ	6月から9月頃にかけて計8回
どこで	児童センター・移動児童館 など
なにをする	・教育・保育制度の説明（幼稚園・保育園・認定子ども園） ・地域子育て支援事業等の情報提供・相談 ・園での一日を紹介